

大津市国土強靱化地域計画

令和2年3月

(第1回変更 令和4年1月)

(第2回変更 令和5年3月)



目次

第1章 大津市国土強靱化地域計画の策定趣旨、位置付け		
第1節	策定趣旨	P 1
第2節	計画の位置付け	P 1
第3節	計画期間	P 2
第2章 大津市国土強靱化地域計画の基本的な考え方		
第1節	基本目標	P 3
第2節	事前に備えるべき目標	P 3
第3章 大津市の概況等		
第1節	本市の概況	P 4
第2節	災害履歴	P 8
第4章 脆弱性評価		
第1節	脆弱性評価の方法	P 10
第2節	自然災害の想定	P 10
第3節	リスクシナリオ	P 10
第4節	脆弱性評価結果	P 12
第5章 国土強靱化の推進方針		
第1節	施策分野	P 13
第2節	施策分野ごとの推進方針	P 13
第3節	施策分野別事業	P 23
第6章 計画の推進と見直し		
第1節	推進体制	P 24
第2節	計画の見直し	P 24
別表1	脆弱性評価結果	P 25
別表2	施策分野別事業一覧	P 43~P 46

第1章 大津市国土強靱化地域計画の策定趣旨、位置付け

第1節 策定趣旨

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災および減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施すること等を理念とする「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が平成25年12月に公布・施行され、平成26年6月には、国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）が策定されました。

さらに、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会情勢の変化等を踏まえ、平成30年12月に「国基本計画」が見直されたところです。

また、滋賀県においても、平成28年12月に「滋賀県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定し、推進されているところです。

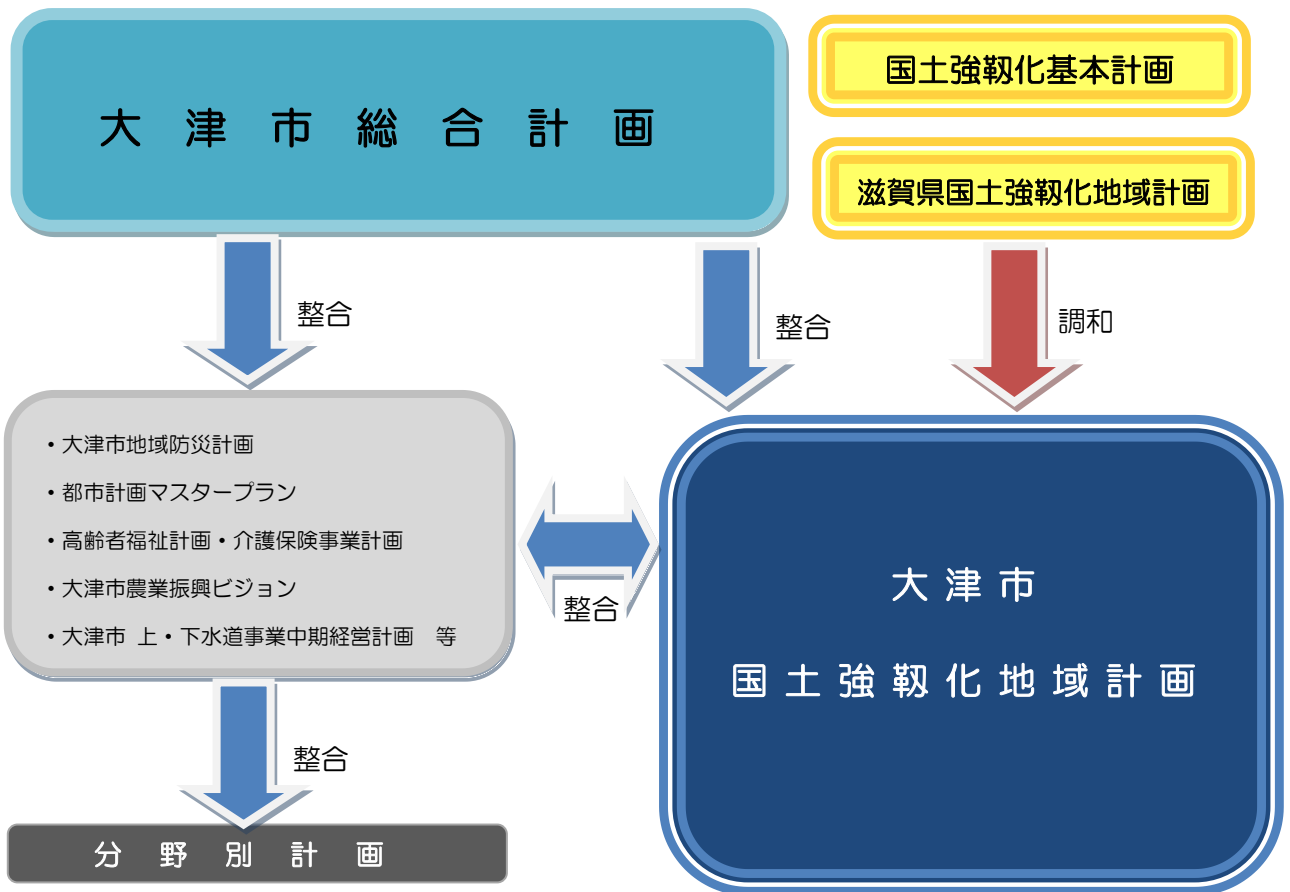
本市においては、「大津市総合計画」において、災害に強いまちづくりの推進に取り組んでいるところでありますが、「琵琶湖西岸断層帯」などの活断層による地震、「南海トラフ地震」等をはじめとした地震災害や、これまで経験したことのない集中豪雨、近年大型化する台風などによる被害が危惧される中、基本法の理念に基づき、平時から事前の備えを行っておくことが重要です。

よって、これまでの防災・減災対策に関する取組を念頭に、今後の本市の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するため、「大津市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられています。

このため、本市行政を総合的かつ計画的に推進していくための「大津市総合計画」を最上位としつつ、基本法の趣旨を踏まえ、「大津市地域防災計画」をはじめとする各種計画の強靱化に関する部分について指針性をもつ計画として位置付けます。



第3節 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
 なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととします。

第2章 大津市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

第1節 基本目標

基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」とされています。

これを踏まえ、大津市国土強靱化地域計画の策定にあたっては、国・県計画との調和を図り、以下の4項目を基本目標とします。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

第2節 事前に備えるべき目標

基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3章 大津市の概況等

第1節 本市の概況

(1) 位置・面積・地形

大津市は、本州のほぼ中央にある琵琶湖国定公園の西南端に位置しており、滋賀県の県庁所在地です。また、京都へ10分余り、名古屋、大阪へ1時間弱という交通上の立地条件にも恵まれています。地形的には山と湖に挟まれた南北に細長く、(南北45.6km、東西20.6km、面積：464,51 Km²) 自然に恵まれた都市です。

(2) 気象

【一般気象】

大津市の気候は、夏の高温寡雨、冬季の温暖気候など瀬戸内式気候に近い。降水量は、夏季は県央地域で少なく周辺山間部に多い。気温は通年で琵琶湖岸では高く周辺部では低い。冬季の低温は北西部の比良山地で顕著になります。

【気象統計】

アメダスの記録によれば、平年値で、年間平均気温14.9℃、最高気温の平均値19.6℃、最低気温の平均値は10.8℃、降雨量は年間1,530mmです。6月および7月は年間で最も雨量が多く200mm以上の多雨月となっています。

また、近年の地球温暖化による局所的な集中豪雨や台風の大型化により、市域でも水害に対する危険性が高くなっています。

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温(℃)	3.9	4.2	7.3	13.0	17.9	21.9	25.8	27.1	23.2	17.0	11.3	6.3
平均最高気温(℃)	7.8	8.3	12.1	18.5	23.2	26.6	30.5	32.2	27.9	21.9	16.0	10.6
平均最低気温(℃)	0.5	0.5	2.9	7.9	13.0	17.9	22.2	23.2	19.3	12.7	7.0	2.5
降水量(mm)	52.6	69.7	123.3	119.7	162.7	229.2	220.8	142.8	174.2	123.3	75.4	50.4
日照時間(時間)	110.8	115.0	148.5	179.1	184.0	145.2	164.4	201.4	149.4	150.4	135.3	128.3

(出典：気象庁ホームページ 大津市平年値)

(3) 人口

令和2年3月1日現在の住民基本台帳に基づく本市の人口は、343,632人で、平成27年度に減少しましたが、直近の3年間は再び増加に転じています。

(4) 交通

【道路】

大津市は交通の要衝に位置し、京都市方面から名古屋方面に至る国道1号と琵琶湖西岸の国道161号および県道高島大津線とが主な幹線道路となっています。

国道1号は、大津市街を通り、国道1号のバイパスである京滋バイパスは市街地を迂回して名古屋方面と大阪方面とを接続し、瀬田東IC以西は自動車専用道路となっています。京滋バイパスのインターチェンジは大津市内に3箇所あります。

県道高島大津線は、国道1号から北に分岐し琵琶湖西岸沿いに北上します。一方、国道161号は、国道1号から北に分かれ、西大津バイパス、湖西道路、志賀バイパスとして北小松地先の県道接続部分まで通っています。また、湖西道路は自動車専用道路となっています。

高速道路は名神高速道路が大津市市街地の南縁部を丘陵沿いに山沿いに通っている。また、新名神高速道路が市の東部山地を通っています。

【鉄道】

大津市には次のような鉄道路線があります。

JR琵琶湖線〔東海道本線〕・JR湖西線・京阪石山坂本線・京阪京津線

- ・琵琶湖線〔東海道本線〕は、日本を代表する鉄道幹線であり大津市内では琵琶湖の南端に沿って走っています。大津市内には大津、膳所、石山、瀬田の4駅があります。
- ・湖西線は、琵琶湖西岸を走る全長74kmの路線で、京都・大阪方面への通勤・通学路線となっています。大津市内には12駅があります。
- ・京阪石山坂本線は大津市の石山寺駅から坂本比叡山口駅までを結ぶ全長14.1kmの路線で、京津線は京都市山科区の御陵駅から大津市のびわ湖浜大津駅までを結ぶ全長7.5kmの路線です。

(5) 産業

大津市は、琵琶湖の南端から西岸にかけて南北に細長く広がっており、京阪神大都市圏への近接性や国土幹線に位置する交通利便性などにより、古くから内陸工業地域として発展してきました。

近年には、大学等の立地（龍谷大学や立命館大学が市域及び近隣に移転、大学・短大が6校ほか、21の研究所が立地するなど高等教育・研究機能の集積）が進み、大学との連携による新たな産業活性化が進められようとしています。

一方で、既存工場の産業構造空洞化の問題などと既存事業所の操業環境改善に向けた取り組みを実施しています。

また、市内には世界遺産に登録されている比叡山延暦寺その門前町である坂本地区、石山・南郷温泉、雄琴温泉、湖上観光の玄関窓口となる大津港などがあり、高い文化性と豊富な歴史・伝統文化資源をもつ観光地として発展している。琵琶湖大橋以北では近江舞子に代表される水泳場、比良山系など自然にあふれる観光資源も豊富にあります。

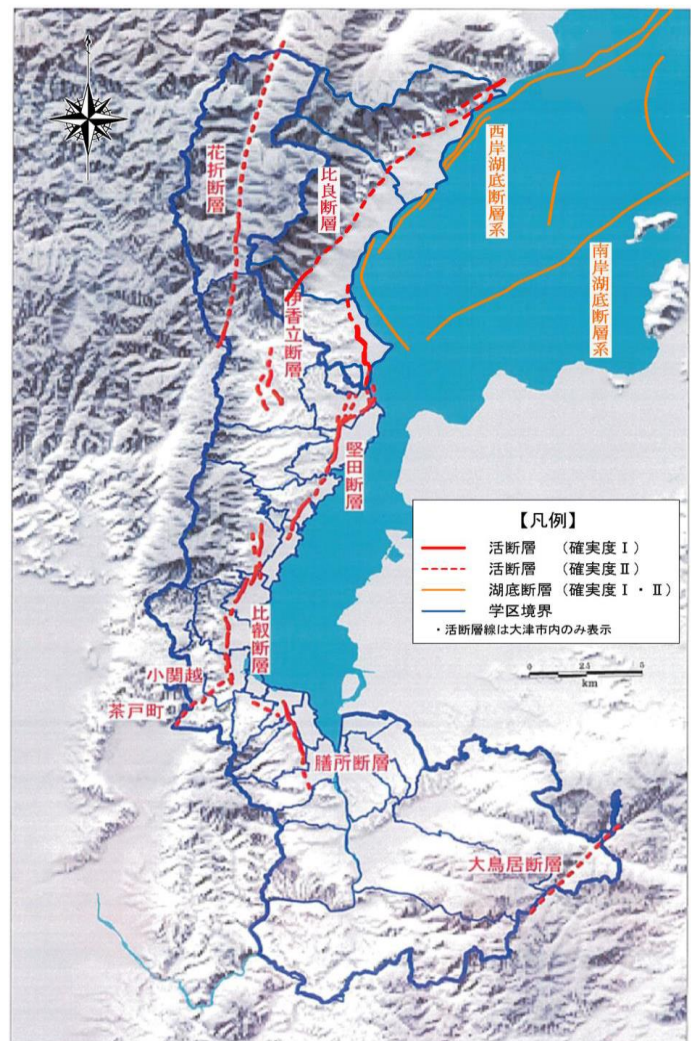
(6) 活断層

大津市域を通過する主な活断層は、琵琶湖西岸断層帯と花折断層です。

湖底には湖岸線に沿うように西岸湖底断層系が分布しています。

(7) 主要河川

本市を流れる主要河川として、一級河川の瀬田川、大戸川、安曇川、和邇川、真野川などが挙げられます。



(8) 土砂災害

本市は、山と湖に挟まれた南北に長い地形であり、市域の面積のうち80%以上を山地が占めています。

平地の南西部は、ほぼ山地に接しており、山沿いの地域を中心に土砂災害警戒区域等が多く指定されており、指定箇所は1,300ヶ所を超えます。

土砂災害警戒区域を中心に、集中豪雨や地震による土砂災害発生リスクは高くなっています。

(9) 浸水害

平地の南西部が山地に接している一方、北東部は琵琶湖に面しており、沿岸部では琵琶湖水位上昇による浸水リスクがあります。

琵琶湖と琵琶湖から流れ出る瀬田川は、洪水予報指定河川であり、過去には、明治29年は4m、昭和36年は1m水位が上昇し大きな被害をもたらしています。

また、平成31年3月19日に、滋賀県により、想定し得る最大規模の降雨を想定した琵琶湖の洪水浸水想定区域が変更され、水位（B.S.L）が+2.50mから+2.60mとされました。

第2節 災害履歴

①地震（大津市域で被害のあったもの）

西暦	和暦	名称	被害の中心域	震源	規模(M)	大津市の震度	大津市の被害
1185	文治1年		近江・山城	琵琶湖の中部及び北西湖畔	7.4	烈震(6)	湖水激減・近江大被害
1662	寛文2年		畿内・東海・東山諸道	琵琶湖西岸	7.6	烈震(6)	比良岳付近山崩れ
1854	安政1年	安政の大地震	伊賀・伊勢・大和・近江	伊賀上野辺を走る線	6.9	烈震(6)	膳所城高塀、城下町家壊
1854	安政1年		東海道東南諸道	東海道沖	8.4	強震(4~5)	膳所城本丸、町村の家屋少し損じ
1933	昭和8年			姉川下流域		2~3	大津、下阪本地方壁亀裂、石燈籠倒壊。唐崎松の護岸崩壊
1946	昭和21年	南海道地震	南海道沖		8.1	4~5	家屋全壊1戸
1952	昭和27年	吉野地震	奈良県中部		7.0	4	家屋の戸、塀、窓ガラス破損、負傷者2名
1995	平成7年	兵庫県南部地震	阪神間・淡路島	野島断層	7.3	5	石造物の倒壊、境砂現象、市庁舎の窓ガラス破損

②風水害（過去7年間で、大津市域で大規模な被害のあったもの）

西暦	和暦	原因	被害
2017	平成 29	台風 21 号	大津市南小松で北北西の風44.2m/s(23日0時31分)の最大瞬間風速（最大風速の観測史上1位を更新） 避難情報：葛川学区、大戸川流域、雄琴一丁目 人的被害：軽症 1 名、半壊:1 件、一部損壊：241 件、非住家被害：45 件、道路被害：184 件、河川被害：24 件、他
2018	平成 30	平成 30 年 7 月豪雨	降り始めからの総雨量:南小松401mm 萱野浦257mm 琵琶湖・瀬田川:洪水注意報発表 避難情報:葛川学区、伊香立下龍華町、小松学区、木戸学区、伊香立学区、仰木二・四丁目 土砂災害:3件
2018	平成 30	台風21号	最大停電件数:滋賀県10万軒、大阪府97万軒、京都府15万軒、兵庫県16万軒、奈良県5万軒、和歌山県24万軒、三重県1万軒 避難情報:小松学区、木戸学区、葛川学区、伊香立学区、仰木学区、大戸川流域 負傷者（軽傷）:6名 住家被害（一部損壊）:309件 非住家被害:107件
2020	令和 2	令和2年7月豪雨 (災害警戒本部設置)	避難準備・高齢者等避難開始発令: 小松学区土砂災害警戒区域259世帯570名、木戸学区土砂災害警戒区域459世帯1,141名、葛川学区土砂災害警戒区域51世帯98名、伊香立学区土砂災害警戒区域292世帯746名、
2021	令和 3	大雨	高齢者等避難発令：【対象学区全域の土砂災害警戒区域】小松学区259世帯570名、木戸学区459世帯1,141名、和邇学区67世帯164名、伊香立学区292世帯746名、【大戸川流域の浸水想定区域】田上学区および上田上学区の1,179世帯2,799名
2021	令和 3	令和3年8月豪雨	避難指示発令：【対象学区全域の土砂災害警戒区域】雄琴学区51世帯108名、日吉台学区21世帯47名、下阪本学区202世帯471名、唐崎学区901世帯2,028名 高齢者等避難発令：【対象学区全域の土砂災害警戒区域】山中比叡平学区136世帯301名、滋賀学区382世帯852名、藤尾学区820世帯1,772名、長等学区323世帯693名、逢坂学区508世帯1,094名、平野学区96世帯225名、膳所学区208世帯541名
2022	令和 4	大雨	住家被害 床上浸水：2件 床下浸水：17件 非住家被害：2 件

第4章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の方法

第2章で設定した基本目標や8つの「事前に備えるべき目標」の達成に向けて、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定します。

リスクシナリオに対応する本市の取り組んでいる施策等について、その取り組み状況の把握や現状の課題等を抽出しました。

第2節 自然災害の想定

市地域計画が対象とするリスクは、重大な被害が想定される「大規模地震および風水害」とし、このリスクにより「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

第3節 リスクシナリオ

事前に備えるべき 1～8の目標ごとに、次のとおり31のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定します。

○事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

目標1 直接死を最大限防ぐ	
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
目標3 必要不可欠な行政機能は確保する	
3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
目標5 経済活動を機能不全に陥らせない	
5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）
5-5	食料等の安定供給の停滞
5-6	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
目標6 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺
7-3	ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
7-4	有害物質・油の大規模拡散・流出による土地の荒廃
7-5	農地・森林等の被害による土地の荒廃
目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

第4節 脆弱性評価結果

31のリスクシナリオに対応する本市の取り組んでいる施策等について、その取り組み状況の把握や現状の課題等を分析・評価（脆弱性評価）しました。

評価結果は、別表（25ページ）のとおりです。

第5章 国土強靱化の推進方針

第1節 施策分野

本市の各部局等が所管する業務等を勘案し、国土強靱化に関する施策分野として、次の7つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定します。

【個別施策分野】

- | | |
|-------------|-------------|
| 1) 行政・消防機能等 | 2) 住宅・都市 |
| 3) 保健医療・福祉 | 4) 環境・エネルギー |
| 5) 情報通信 | 6) 産業・農林水産 |
| 7) 交通・物流 | |

【横断的施策分野】

- | | |
|-----------------|---------|
| 1) リスクコミュニケーション | 2) 官民連携 |
| 3) 老朽化対策 | |

第2節 施策分野ごとの推進方針

第1節に掲げる10の分野ごとの推進方針を示します。

これらの推進方針は、第4章のリスクシナリオごとの脆弱性評価結果（別表）を踏まえ、「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめました。

また、限られた資源で効率的かつ効果的に国土強靱化を推進するため、施策等の重点化を図りながら取組を進める必要があります。本計画では、31のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の中から、本市が担う役割の大きさ、影響の大きさ、緊急度、本市の特性の観点から、特に回避すべき10のリスクシナリオを選定し、関連する推進方針を重点的に推進していきます。

文中「リ●—●」は、「第4章（4）脆弱性評価結果」の該当項目を示しています。

例：「リ1-1（1）」は、リスクシナリオ脆弱性評価結果（25ページ）に記載する1-1（1）

重点化したリスクシナリオには、☆マークを付けています。

【個別施策分野】

1) 行政・消防機能等	
①公共施設等の耐震化	☆リ1-1(1)、リ1-2(1)、☆リ3-1(5)
<ul style="list-style-type: none">・公共施設の耐震化は概ね順調に進んでいるが、一部の施設については、未了であるため、さらなる耐震化を促進する。・大津市既存建築物耐震改修促進計画に基づき不特定多数の人が利用する特定建築物の耐震化を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。	
②業務継続体制の強化	☆リ3-1(1)
<ul style="list-style-type: none">・業務継続計画や災害時受援計画は策定済であるが、図上訓練等により検証と見直しを行い、必要な体制整備の強化を図る。・災害時相互応援協定締結市との応援を、迅速かつ効果的に受けることができるように連携を強化する。	
③災害対応の初動活動体制の充実	☆リ3-1(2)
<ul style="list-style-type: none">・災害発生時の迅速な初動体制の確立に向け、訓練や研修等を通じて、活動体制や配備・動員体制について、全ての職員に周知徹底を図る。	
④大津市総合防災情報システムの充実	リ4-3(1)
<ul style="list-style-type: none">・スマートフォンからも情報が入力できる総合防災情報システムを導入しており、操作訓練等を実施し、体制強化を図る。	
⑤公共施設等のアスベスト対策	リ2-7(3)
<ul style="list-style-type: none">・公共施設等のアスベスト対策を進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。	
⑥消防・救急体制の充実	
☆リ1-1(7)、リ1-2(3)、☆リ1-3(3)、☆リ1-4(4)、リ2-2(3)、リ2-3(3)、リ2-6(2)、☆リ3-1(6)、リ4-1(2)、リ4-3(3)、リ5-3(1)、リ7-1(1)、☆リ7-3(2)、リ7-4(2)	
<ul style="list-style-type: none">・災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動を行うため、体制づくりや人員・施設・車両・資機材等の充実強化を図る。・消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の施設・装備や教育訓練の充実を図る。	

<p>⑦消防広域応援体制の充実 リ2-3(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的に行うため、消防の広域応援体制の充実を図る。
<p>⑧危険物施設における対策の促進 リ7-4(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物施設に対して、大規模な拡散を防ぐため、指導等により、引き続き維持管理の徹底を図る。

重要業績指標 (KPI)

重要業績 指標名	現状値 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
□特定建築物 耐震化率(建て 替え含む)(%)	88.2% (H27.9月時点)	90.0 (R2.9月時点)	90.0 (R2.9月時点)			96.6
□耐震性貯水 槽整備数(基)	76	76	77			79
□消防団員数 (人)	1,280	1,254	1,244			1,313

2) 住宅・都市

<p>①住宅・建築物等の耐震化 ☆リ1-1(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大津市既存建築物耐震改修促進計画に基づき旧耐震基準の住宅・建築物等に対する耐震化の必要性の周知及び耐震化を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。 大規模地震における盛土造成地の宅地被害を防ぐため、国・県と連携し、宅地の耐震化を推進する。
<p>②空き家等の適正管理 ☆リ1-1(4)、☆7-2(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の倒壊等による被害を防ぐため、老朽・有害空き家等について、県や関係機関と連携して、空き家対策を進めていく。
<p>③住宅・建築物等のアスベスト対策 リ2-7(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> アスベスト対策を進めることで市民の生活環境の保全を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。

<p>④避難路沿道通行障害建築物の耐震化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難路沿道通行障害建築物に対する耐震化の促進を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。 	<p>☆リ 7-2 (1)</p>
<p>⑤公園施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次大津市緑の基本計画に基づき、公園施設等の耐震化や老朽化対策、公園施設長寿命化計画の策定・更新を行うとともに、避難場所等としての機能を持つ公園施設の整備を図っていく。 	<p>☆リ 1-1 (5)</p>
<p>⑥上水道施設の耐震化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹管路や配水池、浄水場の耐震化を推進する。 	<p>☆リ 6-2 (1)</p>
<p>⑦迅速な応急給水の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業局災害対策要綱に基づき、給水活動における技術やノウハウを職員に継承する。 ・大規模災害に備え、他事業者等との連携を強化する。 	<p>☆リ 6-2 (2)</p>
<p>⑧下水道施設の耐震化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大津市下水道総合地震対策計画や大津市下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設や下水道終末処理場施設、下水道ポンプ場施設の耐震化・長寿命化を進めていく。 	<p>☆リ 6-3 (1)</p>
<p>⑨下水道中継ポンプ場の電源喪失対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大津市下水道総合地震対策計画に基づき、災害時の揚水機能を確保するため、自家発電設備を整備する。 	<p>☆リ 6-3 (2)</p>
<p>⑩雨水渠の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道区域内の市街地の浸水防除のため、雨水渠の整備を進めていく。 	<p>リ 6-4 (4)</p>
<p>⑪公共下水道業務継続計画（地震編）の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大津市企業局下水道 BCP（地震編）は策定済であるが、大規模災害時に備え、関係機関等との連携を強化する。 	<p>☆リ 6-3 (3)</p>

重要業績指標（KPI）

重要業績指標名	現状値 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
□木造住宅の耐震化率(建て替え含む)(%)	89% (H25.10月時点)	92 (H30.10月時点)	92 (H30.10月時点)			97.3
□上水道における基幹管路の耐震化率(%)	33.6	34.9	36.0			41.1
□下水道中継ポンプ場自家発電整備率(%)	89	87.5	87.5			100
□避難路沿道通行障害建築物の耐震化率(%)	71.4% (H27.9月時点)	81.7 (R2.9月時点)	81.7 (R2.9月時点)			92.6

※木造住宅の耐震化率と避難路沿道通行障害建築物の耐震化率については、令和2年度に現状調査を予定しており、目標値を見直す可能性があります。

3) 保健医療・福祉

①医療関係団体との連携

リ2-5(2)

- ・三師会（大津市医師会、大津市歯科医師会、大津市薬剤師会）と災害時の医療救護活動協定を締結し、災害時における医療救護体制を構築している。引き続き、災害対応訓練を実施し、連携強化を図る。
- ・大津市薬剤師会からの医薬品の輸送を円滑に行う体制を整備する。

②衛生的な環境の確保

リ2-6(1)

- ・被災地における感染予防や衛生環境の維持にかかる体制を充実させる。

③災害時における健康相談

リ2-7(1)

- ・避難生活において、市民の健康ニーズに対応できるよう、訓練や研修を通じて、職員の保健活動の資質向上等により、避難者への健康相談体制を確立していく。

<p>④難病患者等に対する避難情報の提供と災害時への備えの充実 リ2-7(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における情報提供体制を充実させる。 ・難病患者や地域との連携を進め、援助体制を構築する。
<p>⑤EMISの活用 リ2-5(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）のさらなる活用を進める。
<p>⑥障害者施設・高齢者施設等の整備促進 ☆リ1-1(3)、☆リ2-1(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設や高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラーの整備や耐震改修、非常用自家発電設備の整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等を推進する必要がある。

<h2>4) 環境・エネルギー</h2>	
<p>①災害廃棄物の処理体制の充実 リ8-1(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時廃棄物処理計画は策定済であるが、災害廃棄物の円滑な処理のため、関係機関等と協定を締結し、さらなる処理体制の充実を図る。 	
<p>②マンホールトイレ等の整備 ☆リ6-3(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるトイレの確保のため、マンホールトイレの整備や仮設トイレの備蓄を一層促進する。 	
<p>③し尿処理体制の整備 ☆リ6-3(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、災害時におけるし尿を処理するための体制を整備する。 	
<p>④浄化槽の整備 ☆リ6-3(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活排水対策推進計画やし尿処理基本計画に基づき、公共下水道計画区域外等における浄化槽の設置を進める。 	
<p>⑤ガス施設の整備促進 ☆リ6-1(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス導管の耐震化を推進する。 ・供給施設の老朽化対策を引き続き進めていく。 	

重要業績指標 (KPI)

重要業績指標名	現状値 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
□マンホールトイレの整備率 (%)	50	50	50			87.5
□仮設トイレ備蓄数 (個)	113	115	117			133

5) 情報通信

①市民等への情報伝達手段の多様化

リ4-2(1)

- 全国瞬時警報システム(Jアラート)の自動起動装置の活用、防災メール、SNS、災害情報共有システム(Lアラート)等を活用した市民への災害情報の迅速な提供手段の多様化を進めてきており、今後も着実に施策を進めるとともに、自主防災組織や消防団による戸たたきによる情報伝達や避難誘導も引き続き推進する。
- 多様な情報提供手段が市民等の情報収集につながるよう周知を図る。

②防災行政無線等の適正管理

リ2-2(1)、リ4-1(1)、リ4-3(2)

- 移動系デジタル防災行政無線や衛星携帯電話、MCA無線等を配備済みであり、適正な維持管理・通信訓練を行う。

重要業績指標 (KPI)

重要業績指標名	現状値 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
□防災メール登録者数 (人)	13,179	10,466	11,369			15,000人
□防災ナビダウンロード者数 (人)	11,121	13,736	17,169			13,000人

6) 産業・農林水産

①経済団体や企業等における事業継続体制の確立に向けた支援

リ5-1(1)

- ・企業等における緊急時の重要業務の継続や事業の早期復旧に向けた体制確立を支援する。

②漁港の機能保全

リ5-5(1)

- ・本市管理漁港における耐震化・老朽化対策を着実に進める。

③農業用ため池の防災対策

☆リ7-3(1)

- ・防災重点農業用ため池にかかる防災工事等を集中的かつ計画的に実施する。
- ・ため池ハザードマップを作成し、住民の防災意識の向上を図る。

④農業後継者等の確保

リ7-5(1)

- ・農業の後継者・担い手を確保するとともに、集落ぐるみの農業を支援し、農業の持つ多面的機能の維持・保全を図る。

⑤農業水路等の老朽化対策

リ7-5(3)

- ・農業水路等の老朽化対策を推進する。

⑥堅田内湖における濁水対策

リ5-6(1)

- ・農業用水や養殖に必要な水位を保つため、水門や逆水ポンプの維持管理を行う。

⑦林道の整備・保全

リ6-4(1)

- ・災害時の迂回路等となる林道の整備・保全を図り、避難路や緊急輸送路を確保する。

⑧森林の適切な整備促進・保全

☆リ1-4(3)、リ7-5(2)

- ・森林の持つ水源涵養をより発揮し、土砂災害の防止や被害軽減を図るため、間伐等の森林整備を促進する。
- ・植林、間伐、下刈り等により森林の有する公益的機能を発揮させ、二次災害を回避する取り組みと、多面的機能を発揮させるための保全活動等の取り組みを進める。

重要業績指標 (KPI)

重要業績指標名	現状値 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
□防災重点農業用ため池ハザードマップの作成数(カ所)	3	61	89			166

7) 交通・物流

①道路の整備、維持管理

☆リ2-1(1)、リ2-2(2)、リ2-5(3)、リ5-1(3)、リ5-4(2)、リ5-5(3)、リ6-4(2)

- 道路の整備に関するプログラムや滋賀県道路整備アクションプログラム、大津市通学路交通安全プログラム、大津市バリアフリー基本構想、道路ストック総点検結果に基づく修繕計画、大津市道路網整備計画等に基づいて、道路の整備を促進する。
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁の修繕を進める。

②避難所等への物資供給体制の強化

☆リ2-1(3)、リ5-4(1)

- 滋賀県トラック協会大津支部とは「災害時における物資等の輸送に関する協定」を締結し、訓練等を通じて連携強化を図っているところであり、今後、更なる輸送力の確保と物資供給体制を強化する。
- 湖上輸送やヘリコプターの活用など輸送手段の多重化を図る。

【横断的施策分野】

1) リスクコミュニケーション

①要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進

☆リ 1-3 (1)、☆リ 1-4 (1)

- ・水防法や土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進していく。

②避難行動の周知啓発

☆リ 1-3 (2)、☆リ 1-4 (2)

- ・防災マップ等を活用し、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の市民に対して、周知を図ることで、洪水や土砂災害から円滑に避難できるよう支援する。

重要業績指標 (KPI)

重要業績指標名	現状値 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
□避難確保計画作成率(浸水想定区域内)(%)	70	100	100			100
□避難確保計画作成率(土砂災害警戒区域内)(%)	64	100	100			100

2) 官民連携

①食料・飲料水等の備蓄、調達体制の整備促進

☆リ 2-1 (2)、リ 5-5 (2)

- ・被災者の多様なニーズに対応する備蓄物資の充実を進める。
- ・市民や事業所等における3日以上(できれば1週間分)の備蓄の促進を図る。
- ・他自治体や関係業界等との協定締結などにより、調達体制を充実させる。

②帰宅困難者対策の充実

リ2-4(1)

- ・民間施設等との協定により、一時滞在施設を確保する。
- ・平時から、県や公共交通機関と連携し、帰宅困難者の受け入れを整備する。
- ・事業所における水・食料等の備蓄促進に向けた啓発をより一層行う。

重要業績指標 (KPI)

重要業績指標名	現状値 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
□災害時協力協 定締結数	105	113	118			120

3) 老朽化対策

①公共施設(建物)の総合的な維持管理

☆リ1-1(6)、☆リ3-1(3)

- ・大津市公共施設マネジメント基本方針に基づき、施設の適正配置や戦略的な施設保全等の取り組みを推進する。
- ・大津市住宅マネジメント計画に基づき、団地の解体や建て替えによる統廃合を進めていく。
- ・大津市公立学校等施設整備計画に基づき、校舎棟の外壁等の改修を行う。

②公共施設(インフラ)の総合的な維持管理

☆リ2-1(4)、リ2-3(2)、☆リ3-1(4)、リ5-1(2)、リ5-2(1)、
☆リ6-1(2)、☆リ6-2(3)、☆リ6-3(7)、リ6-4(3)

- ・大津市公共施設等総合管理計画に基づき、総合的かつ計画的な管理を推進する。

第3節 施策分野別事業

施策分野ごとに実施する事業は、別表2のとおりです。

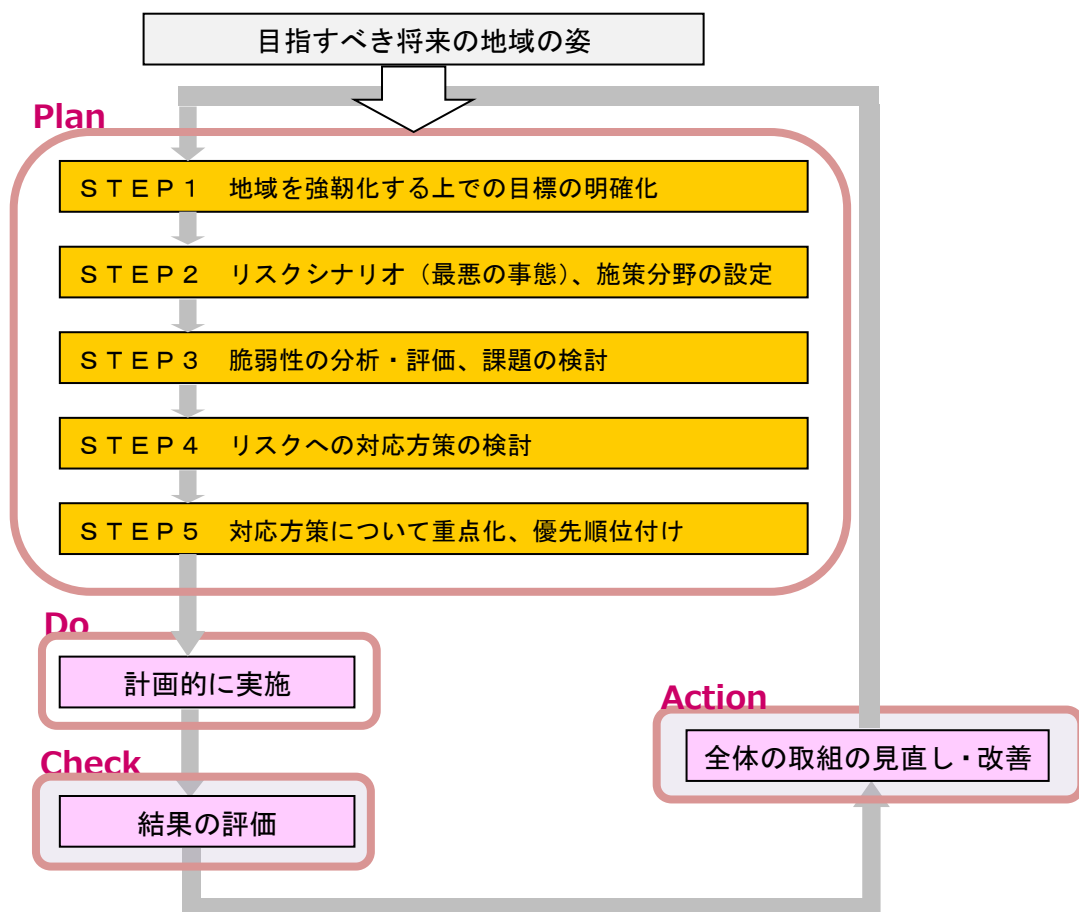
第6章 計画の推進と見直し

第1節 推進体制

本計画は、更なる政策等の融合も視野に入れた本市各部局間の連携はもとより、国、滋賀県、関係自治体、防災関係機関、市民、各種団体（NPO、企業等含む）、大学等の多様な主体とも相互に連携を図り、各種情報、取組等を共有しながら、効果的に推進していきます。

第2節 計画の見直し

本計画の推進に当たっては、目標（重要業績指標（KPI））を持って取り組むよう努め、各対応方策の進捗状況を把握・検証することにより、PDCAサイクルを実践し、取組の進捗管理を行います。そして、計画期間中であっても、社会情勢の変化や取組の進捗状況等も考慮のうえ、必要に応じ見直しを行っていきます。



別 表 1 脆弱性評価結果

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
<p>(1) 公共施設等の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none">・公共施設の耐震化は概ね順調に進んでいるが、一部の施設については、未完了であるため、さらなる耐震化を促進する必要がある。・大津市既存建築物耐震改修促進計画に基づき不特定多数の人が利用する特定建築物の耐震化を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する必要がある。 <p>(2) 住宅・建築物等の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none">・大津市既存建築物耐震改修促進計画に基づき旧耐震基準の住宅・建築物等に対する耐震化の必要性の周知及び耐震化を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する必要がある。・大規模地震における盛土造成地の宅地被害を防ぐため、国・県と連携し、宅地の耐震化を推進する必要がある。 <p>(3) 障害者施設・高齢者施設等の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none">・障害者施設や高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラーの整備や耐震改修、非常用自家発電設備の整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等を推進する必要がある。 <p>(4) 空き家等の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none">・災害発生時の倒壊等による被害を防ぐため、老朽・有害空き家等について、県や関係機関と連携して、空き家対策を進めていく必要がある。 <p>(5) 公園施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・第4次大津市緑の基本計画に基づき、公園施設等の耐震化や老朽化対策、公園施設長寿命化計画の策定・更新を行うとともに、避難場所等としての機能を持つ公園施設の整備を図っていく必要がある。 <p>(6) 公共施設（建物）の総合的な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none">・大津市公共施設マネジメント基本方針に基づき、施設の適正配置や戦略的な施設保全等の取り組みを推進する必要がある。・大津市住宅マネジメント計画に基づき、団地の解体や建て替えによる統廃合を進めていく必要がある。	

- ・大津市公立学校等施設整備計画に基づき、校舎棟の外壁等の改修を行う必要がある。

(7) 消防・救急体制の充実

- ・災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動を行うため、体制づくりや人員・施設・車両・資機材等の充実強化を図る必要がある。
- ・消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の施設・装備や教育訓練の充実を図る必要がある。

1-2

密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(1) 公共施設等の耐震化 再掲1-1

(2) 障害者施設・高齢者施設等の整備促進 再掲1-1

(3) 消防・救急体制の充実 再掲1-1

1-3

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(1) 要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進

- ・水防法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進していく必要がある。

(2) 避難行動の周知啓発

- ・防災マップ等を活用し、浸水想定区域内の市民に対して、周知を図ることで、洪水から円滑に避難できるよう支援する必要がある。

(3) 消防・救急体制の充実 再掲1-1

1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
<p>(1) 要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進していく必要がある。 <p>(2) 避難行動の周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災マップ等を活用し、土砂災害警戒区域内の市民に対して、周知を図ることで、土砂災害から円滑に避難できるよう支援する必要がある。 <p>(3) 森林づくりの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林の持つ水源涵養をより発揮し、土砂災害の防止や被害軽減を図るため、間伐等の森林整備を促進する必要がある。 <p>(4) 消防・救急体制の充実 再掲1-1</p>	

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者

等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
<p>(1) 道路の整備、維持管理</p> <ul style="list-style-type: none">道路の整備に関するプログラムや滋賀県道路整備アクションプログラム、大津市通学路交通安全プログラム、大津市バリアフリー基本構想、道路ストック総点検結果に基づく修繕計画、大津市道路網整備計画等に基づいて、道路の整備を促進していく必要がある。橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁の修繕を進めていく必要がある。 <p>(2) 食料・飲料水等の備蓄、調達体制の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none">被災者の多様なニーズに対応する備蓄物資の充実を進める必要がある。市民や事業所等における3日以上（できれば1週間分）の備蓄の促進を図る必要がある。他自治体や関係業界等との協定締結などにより、調達体制を充実させる必要がある。 <p>(3) 避難所等への物資供給体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none">滋賀県トラック協会大津支部とは「災害時における物資等の輸送に関する協定」を締結し、訓練等を通じて連携強化を図っているところであり、今後、更なる輸送力の確保と物資供給体制を強化する必要がある。湖上輸送やヘリコプターの活用など輸送手段の多重化を図る必要がある。 <p>(4) 公共施設（インフラ）の総合的な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none">大津市公共施設等総合管理計画に基づき、総合的かつ計画的な管理を推進する必要がある。 <p>(5) 障害者施設・高齢者施設等の整備促進 再掲1-1</p>	

2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
<p>(1) 防災行政無線等の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動系デジタル防災行政無線や衛星携帯電話、MCA 無線等を配備済みであり、適正な維持管理・通信訓練を行う必要がある。 <p>(2) 道路の整備、維持管理 再掲2-1</p> <p>(3) 消防・救急体制の充実 再掲1-1</p>	

2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
<p>(1) 消防広域応援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的に行うため、消防の広域応援体制の充実を図る必要がある。 <p>(2) 公共施設（インフラ）の総合的な維持管理 再掲2-1</p> <p>(3) 消防・救急体制の充実 再掲1-1</p>	

2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
<p>(1) 帰宅困難者対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間施設等との協定により、一時滞在施設を確保する必要がある。 ・ 平時から、県や公共交通機関と連携し、帰宅困難者の受け入れを整備する必要がある。 ・ 事業所における水・食料等の備蓄促進に向けた啓発をより一層行う必要がある。 	

2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
<p>(1) EMIS の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）のさらなる活用を進める必要がある。 <p>(2) 医療関係団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 三師会（大津市医師会、大津市歯科医師会、大津市薬剤師会）と災害時の医療救護活動協定を締結し、災害時における医療救護体制を構築している。引き続き、災害対応訓練を実施し、連携強化を図る必要がある。 大津市薬剤師会からの医薬品の輸送を円滑に行う体制を整備する必要がある。 <p>(3) 道路の整備、維持管理 再掲2-1</p>	

2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
<p>(1) 衛生的な環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地における感染予防や衛生環境の維持にかかる体制を充実させる必要がある。 <p>(2) 消防・救急体制の充実 再掲1-1</p>	

2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
<p>(1) 災害時における健康相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難生活において、市民の健康ニーズに対応できるよう、訓練や研修を通じて、職員の保健活動の資質向上等により、避難者への健康相談体制を確立していく必要がある。 <p>(2) 難病患者等に対する避難情報の提供と災害時への備えの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における情報提供体制を充実させる必要がある。 難病患者や地域との連携を進め、援助体制を構築する必要がある。 	

(3) 公共施設等のアスベスト対策

- ・公共施設等のアスベスト対策を進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する必要がある。

(4) 住宅・建築物等のアスベスト対策

- ・アスベスト対策を進めることで市民の生活環境の保全を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する必要がある。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1

市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(1) 業務継続体制の強化

- ・業務継続計画や災害時受援計画は策定済であるが、図上訓練等により検証と見直しを行い、必要な体制整備の強化を図る必要がある。
- ・災害時相互応援協定締結市との応援を、迅速かつ効果的に受けることができるように連携を強化する必要がある。

(2) 災害対応の初動活動体制の充実

- ・災害発生時の迅速な初動体制の確立に向け、訓練や研修等を通じて、活動体制や配備・動員体制について、全ての職員に周知徹底を図っていく必要がある。

(3) 公共施設（建物）の総合的な維持管理 再掲1-1

(4) 公共施設（インフラ）の総合的な維持管理 再掲2-1

(5) 公共施設等の耐震化 再掲1-1

(6) 消防・救急体制の充実 再掲1-1

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
(1)	防災行政無線等の適正管理 再掲2-2
(2)	消防・救急体制の充実 再掲1-1

4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
(1)	市民等への情報伝達手段の多様化 <ul style="list-style-type: none">・全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用、防災メール、SNS、災害情報共有システム（Lアラート）等を活用した市民への災害情報の迅速な提供手段の多様化を進めてきており、今後も着実に施策を進めるとともに、自主防災組織や消防団による戸たたきによる情報伝達や避難誘導も引き続き推進する必要がある。・多様な情報提供手段が市民等の情報収集につながるよう周知を図る必要がある。

4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
(1)	大津市総合防災情報システムの充実 <ul style="list-style-type: none">・スマートフォンからも情報が入力できる総合防災情報システムを導入しており、操作訓練等を実施し、体制強化を図る必要がある。
(2)	防災行政無線等の適正管理 再掲2-2
(3)	消防・救急体制の充実 再掲1-1

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
(1) 経済団体や企業等における事業継続体制の確立に向けた支援 ・企業等における緊急時の重要業務の継続や事業の早期復旧に向けた体制確立を支援する必要がある。	
(2) 公共施設（インフラ）の総合的な維持管理 再掲2-1	
(3) 道路の整備、維持管理 再掲2-1	

5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
(1) 公共施設（インフラ）の総合的な維持管理 再掲2-1	

5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
(1) 消防・救急体制の充実 再掲1-1	

5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）
(1) 避難所等への物資供給体制の強化 再掲2-1	
(2) 道路の整備、維持管理 再掲2-1	

5-5	食料等の安定供給の停滞
<p>(1) 漁港の機能保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市管理漁港における耐震化・老朽化対策を着実に進める必要がある。 <p>(2) 食料・飲料水等の備蓄、調達体制の整備促進 再掲2-1</p> <p>(3) 道路の整備、維持管理 再掲2-1</p>	

5-6	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
<p>(1) 堅田内湖における湧水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用水や養殖に必要な水位を保つため、水門や逆水ポンプの維持管理を行う必要がある。 	

目標6 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
<p>(1) ガス施設の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス導管の耐震化を推進する必要がある。 ・供給施設の老朽化対策を引き続き進めていく必要がある。 <p>(2) 公共施設（インフラ）の総合的な維持管理 再掲2-1</p>	

6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
<p>(1) 上水道施設の耐震化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹管路や配水池、浄水場の耐震化を推進する必要がある。 <p>(2) 迅速な応急給水の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業局災害対策要綱に基づき、給水活動における技術やノウハウを職員に継承する必要がある。 ・大規模災害に備え、他事業者等との連携を強化する必要がある。 <p>(3) 公共施設（インフラ）の総合的な維持管理 再掲2-1</p>	

6-3**汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止****(1) 下水道施設の耐震化の促進**

- ・ 大津市下水道総合地震対策計画や大津市下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設や下水道終末処理場施設、下水道ポンプ場施設の耐震化・長寿命化を進めていく必要がある。

(2) 下水道中継ポンプ場の電源喪失対策

- ・ 大津市下水道総合地震対策計画に基づき、災害時の揚水機能を確保するため、自家発電設備を整備する必要がある。

(3) 公共下水道業務継続計画（地震編）の充実

- ・ 大津市企業局下水道BCP（地震編）は策定済であるが、大規模災害時に備え、関係機関等との連携を強化する必要がある。

(4) マンホールトイレ等の整備

- ・ 災害時におけるトイレの確保のため、マンホールトイレの整備や仮設トイレの備蓄を一層促進する必要がある。

(5) 浄化槽の整備

- ・ 生活排水対策推進計画やし尿処理基本計画に基づき、公共下水道計画区域外等における浄化槽の設置を進める必要がある。

(6) し尿処理体制の整備

- ・ 関係機関と連携し、災害時におけるし尿を処理するための体制を整備する必要がある。

(7) 公共施設（インフラ）の総合的な維持管理**再掲2-1**

6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
<p>(1) 林道の整備・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の迂回路等となる林道の整備・保全を図り、避難路や緊急輸送路を確保する必要がある。 <p>(2) 道路の整備、維持管理 再掲2-1</p> <p>(3) 公共施設（インフラ）の総合的な維持管理 再掲2-1</p> <p>(4) 雨水渠の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道区域内の市街地の浸水防除のため、雨水渠の整備を進めていく必要がある。 	

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
(1) 消防・救急体制の充実	再掲1-1

7-2	沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺
(1) 避難路沿道通行障害建築物の耐震化の促進	
	・避難路沿道通行障害建築物に対する耐震化の促進を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する必要がある。
(2) 空き家等の適正管理	再掲1-1

7-3	ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
(1) 農業用ため池の防災対策	
	・防災重点農業用ため池にかかる防災工事等を集中的かつ計画的に実施する。
	・ため池ハザードマップを作成し、住民の防災意識の向上を図る必要がある。
(2) 消防・救急体制の充実	再掲1-1

7-4	有害物質・油の大規模拡散・流出による土地の荒廃
(1) 危険物施設における対策の促進	
	・危険物施設に対して、大規模な拡散を防ぐため、指導等により、引き続き維持管理の徹底を図る必要がある。
(2) 消防・救急体制の充実	再掲1-1

7-5**農地・森林等の被害による土地の荒廃****(1) 農業後継者等の確保**

- ・ 農業の後継者・担い手を確保するとともに、集落ぐるみの農業を支援し、農業の持つ多面的機能の維持・保全を図る必要がある。

(2) 森林の適切な整備・保全

- ・ 植林、間伐、下刈り等により森林の有する公益的機能を発揮させ、二次災害を回避する取り組みと、多面的機能を発揮させるための保全活動等の取り組みを進める必要がある。

(3) 農業水路等の老朽化対策

- ・ 農業水路等の老朽化対策を推進する必要がある。

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件

を整備する

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
<p>(1) 災害廃棄物の処理体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・災害時廃棄物処理計画は策定済であるが、災害廃棄物の円滑な処理のため、関係機関等と協定を締結し、さらなる処理体制の充実を図る必要がある。	

